

京都府土砂等による土地の埋立て等の 規制に関する条例について（手引）

令和 7 年 4 月

京都府総合政策環境部循環型社会推進課

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について

目 次

1	京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
(1)	土砂等による土地の埋立て等	1
(2)	埋立基準	1
(3)	許可が必要となる大規模な土地の埋立て等	3
2	許可の要件	
(1)	一時堆積以外の場合	4
(2)	一時堆積の場合	7
3	許可申請手続	
(1)	事前協議書	10
(2)	許可申請	10
(3)	許可申請手数料	10
(4)	その他	10
4	許可取得後に必要な手続等	
(1)	変更の許可の申請	10
(2)	軽微な変更の届出	11
(3)	着手の届出	11
(4)	土砂等の展開検査及びその報告	11
(5)	土壌の調査及びその報告	11
(6)	施工管理者の設置及び標識の掲示	12
(7)	帳簿の記載	12
(8)	書類の備付け及び閲覧	12
(9)	完了等の届出	13
(10)	地位の承継の届出	13
(11)	関係書類の保存	13
5	その他	
(1)	土壌汚染対策法第4条第1項の規定による届出	13
別表1	許可申請添付書類一覧	15
	事前協議書の作成について	16
	手続窓口・お問い合わせ先	21

1 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

土地の埋立て等に供される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準（埋立基準）を定めました。規模の大小に関わらず、埋立基準に適合しない土砂等を用いて土地の埋立て等を行うことを禁止しています。

また、大規模な土地の埋立て等については、汚染土壌による埋立て等の防止及び災害防止の観点から、行為前に事業内容の適否を審査するため、土地の埋立て等を行おうとする者に対して、許可を受けることを義務付けています。許可を受けないで大規模な土地の埋立て等を行った者は、処罰の対象となります。

なお、この条例の許可の有無に関わらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けていない場所で廃棄物（建設汚泥等）を埋立て等することはできません。

（１）土砂等による土地の埋立て等

土砂等とは、土砂そのものと土砂に混入した物又は土砂に付着した物を指します（廃棄物を除く）。

条例制定の趣旨から、許可を受けて埋立て等に用いることができる土砂等は、明確に廃棄物でないことが前提であり、建設汚泥処理物のような廃棄物由来の物については、明らかに廃棄物に該当しないと判断できることを必要としています。（個別に資料を提出していただき、判断することになります。）

土地の埋立て等とは、土地の埋立て（構造物の築造等のために一時的に掘削し従前の地形に復元する行為を含む）、盛土等の他に、土地における容器を用いた土砂等の保管を含みます。

（２）埋立基準

土地の埋立て等に供される土砂等について、土壌汚染を防止するために定められた環境上の基準です。

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液１リットルにつき 0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考の11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表１に掲げる方法
有機 ^{りん} リン	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表１に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表２に掲げる方法）
鉛	検液１リットルにつき 0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液１リットルにつき 0.05ミリグラム以下	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒 ^ひ 素	検液１リットルにつき 0.01ミリグラム以下	規格61に定める方法
総水銀	検液１リットルにつき 0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表２に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表３及び昭和49年環境庁告示第64号付表３に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表４に掲げる方法

ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき 0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
1, 2—ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3—ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8ミリグラム以下	規格34.1(規格34の備考の1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、磷酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6の図2の注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質がいずれも共存しないことを確認しなかった試料を測定する場合にあつては、規格34.1.1c)に定める操作(規格34.1.1c)の注(2)の規定により蒸留が終わった後に留出液に硫酸を滴加する操作を行うこと及び規格34の備考の1に定める操作を除く。)を行うものとする。)
ほう素	検液 1 リットルにつき 1ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4—ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 8 に掲げる方法

(3) 許可が必要となる大規模な土地の埋立て等

3,000平方メートル以上の大規模な土地の埋立て等を行おうとする者については、事前に許可を受けることが義務付けられています。許可申請等の相談・受付は、土地の埋立て等の場所を所管する京都府保健所で行います。

土地の埋立て等を行う者とは、例えば、宅地造成を行う開発者や残土処分場を経営する者等です。請負工事により土地の埋立て等を行う場合は、発注者が土地の埋立て等を行う者に該当します。

なお、次の場合は許可を受ける必要はありません。ただし、①、④及び⑤を除き、埋立基準は適用されますのでご注意ください。

- ① 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの
- ② 採石法又は砂利採取法に基づき認可を受けて採取された土砂等を販売するために一時的に行う土砂等の堆積
- ③ 国、地方公共団体、その他規則で定める者が行う土地の埋立て等
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた廃棄物の最終処分場において行う土地の埋立て等
- ⑤ 土壤汚染対策法に基づく許可を受けた者が設置する汚染土壌処理施設において行う土地の埋立て等
- ⑥ 亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例に基づく許可を受けて行う土地の埋立て等
- ⑦ 城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例に基づく許可を受けて行う土地の埋立て等及び同条例に基づき届け出て行う土地の埋立て等
- ⑧ 京田辺市土砂等による埋立て等の規制に関する条例に基づく許可を受けて行う土地の埋立て等
- ⑨ 宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例に基づく許可を受けて行う土地の埋立て等
- ⑩ 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等
- ⑪ 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土地の埋立て等

2 許可の要件

許可を受けるための要件は次のとおりです。許可申請に際しては、これらの要件をあらかじめ満足しておく必要があります。

- ・ 土地の埋立て等に用いる土砂等が埋立基準(P1)に適合していること。
- ・ 土地の埋立て等の施工に関する計画が技術上の基準に適合していること。

技術上の基準については、下記説明のほかに、「技術上の基準の手引について」(末尾に掲載)も確認してください。また、規則で定める他法令等に基づく許認可等を受けて災害の発生を防止するために必要な措置が講じられている場合は、技術上の基準は適用されません。

(1) 一時堆積以外の場合

- ① 地盤調査の結果、埋立て等区域又は施設設置区域の地盤が別に定める軟弱な状態に該当する場合には、当該地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の別に定める措置を講じること。

地盤調査

- ・ 地盤調査は、次の箇所で行うこと。ただし、これらの箇所のうち、岩盤であることが明らかである箇所については、そのことを証する資料をもってその箇所の調査結果に替えることができる。
- ・ 安定計算を行う縦断法線の起終点、中間点付近の3箇所
- ・ 擁壁、沈砂池、調整池等を設置する箇所
- ・ 軟弱地盤の分布が予想される場合等であって、知事が必要と認めた箇所
- ・ 地盤調査は、標準貫入試験、スウェーデン式サウンディング試験、コーン貫入試験その他の地盤の強度を示す数値を求めることができる方法により行うこと。

軟弱地盤の判定

- ・ 軟弱地盤の判定の目安は、地表面下10mまでの地盤に次のような土層の存在が認められる場合とする。
- ・ 有機質土・高有機質土
- ・ 粘性土で、標準貫入試験で得られるN値が2以下、スウェーデン式サウンディング試験において100kg (1 kN) 以下の荷重で自沈するもの、又はオランダ式二重管コーン貫入試験におけるコーン指数 (qc) が400kN/m²以下のもの
- ・ 砂質土で、標準貫入試験で得られるN値が10以下、スウェーデン式サウンディング試験において半回転数 (N_{sw}) が50以下のもの、又はオランダ式二重管コーン貫入試験におけるコーン指数 (qc) が4,000kN/m²以下のもの

軟弱地盤対策

- ・ 地盤調査の結果、軟弱地盤と判定された箇所については、さらに十分な調査、試験を行った上で、滑動並びに沈下、変形に対する安定性を検討し、所定の安定度が得られるように、必要に応じて適切な対策を行うこと。
- ・ 具体的な対策等については、宅地防災研究会出版の宅地防災マニュアルの解説や(公社)日本道路協会出版の道路土工-軟弱地盤対策工指針等に準じる。

② 著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する場合においては、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面が滑り面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置を講じること。

③ 土地の埋立て等の高さ（土地の埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表のとおりとする。

区分		土地の埋立て等の高さ	のり面の勾配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土及びこれらに準じる土砂等	別に定める基準により安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上であり、かつ、安全が確保される勾配
	その他の場合	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル（土地の埋立て等の高さが5メートル以下の高さである場合にあっては、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル）以上の勾配
その他の土砂等		別に定める基準により安定計算を行い、安全が確保される高さ	別に定める基準により安定計算を行い、安全が確保される勾配

- 以下に該当する場合、埋立て等の安定性の照査を行うこと。
 なお、埋立て等に用いる土砂等の改良を行う場合、改良後の性状で区分を判断するものとする
 - 埋立て等に用いる土砂等の区分が第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土及びこれらに準じる土砂等に該当し、土地の埋立て等の高さが10mを超える場合
 - 埋立て等に用いる土砂等の区分がその他の土砂等に該当する場合
- 盛土の安定計算を行う場合、円弧すべり面を仮定した分割法（修正フェレニウス法）を用いることを標準とし、最小安全率1.2（地震時の安全率：レベル2地震動に対して1.0）以上を確保すること。

常時

$$F_s = \frac{\sum \{c \cdot l + (W - u \cdot b) \cos \alpha \cdot \tan \phi\}}{\sum (W \cdot \sin \alpha)}$$

F_s : 安全率

c : 土の粘着力 (kN/m²)

ϕ : 土のせん断抵抗角 (度)

l : 分割片で切られたすべり面の長さ (m)

W : 分割片の全重量 (kN/m)、積荷重を含む。

u : 間隙水圧 (kN/m²)

b : 分割片の幅 (m)

α : 分割片で切られたすべり面の midpoint とすべり面の中心を結ぶ直線と鉛直線のなす角 (度)

地震時

$$F_s = \frac{\Sigma\{c \cdot l + [(W - u \cdot b) \cos \alpha - k_h \cdot W \cdot \sin \alpha] \tan \phi\}}{\Sigma(W \cdot \sin \alpha + \frac{h}{r} \cdot k_h \cdot W)}$$

F_s : 安全率
 c : 土の粘着力 (kN/m²)
 ϕ : 土のせん断抵抗角 (度)
 l : 分割片で切られたすべり面の長さ (m)
 W : 分割片の全重量 (kN/m)
 u : 間隙水圧 (kN/m²)
 b : 分割片の幅 (m)
 α : 分割片で切られたすべり面の中心とすべり円の中心を結ぶ直線と鉛直線のなす角 (度)
 k_h : 設計水平震度
 h : 各分割片の重心とすべり円の中心との鉛直距離 (m)
 r : すべり円弧の半径 (m)

- ④ 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条から第12条までの規定に適合すること。
- なお、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項に規定する経過措置期間においては、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条（第1項第1号ハを除く。）及び第9条から第12条までの規定に適合すること。
- ⑤ 土地の埋立て等の高さが5メートル以上である場合においては、土地の埋立て等の高さ5メートルごとに幅1メートル以上の段を設けること。
- ⑥ 土地の埋立て等の完了後の地盤に、雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土砂等を盛り、かつ、その層の土砂等を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第1号ハに規定する地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講じること。
- ⑦ のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置を講じること。
- ⑧ 地表水等により崖崩れ又は土砂等の流出が生じるおそれがある場合においては、その地表水等を排除することができるように、排水施設を設置すること。

(2) 一時堆積の場合

- ① 別表第2の1の項及び8の項の基準に適合すること。(以下のとおり)
 - ・ 地盤調査の結果、埋立て等区域又は施設設置区域の地盤が別に定める軟弱な状態に該当する場合には、当該地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の別に定める措置を講じること。
 - ・ 地表水等により崖崩れ又は土砂等の流出が生じるおそれがある場合においては、その地表水等を排除することができるように、排水施設を設置すること。
- ② 一時堆積を施工する前の埋立て等区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。
- ③ 一時堆積の高さは、5メートル以下であり、のり面の勾配は垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上とすること。
- ④ 埋立て等区域の周辺に、一時堆積の高さ以上の幅の緩衝地帯を設置するとともに、緩衝地帯を明示する境界標を設置すること。

(3) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が、以下の基準に適合していること。

- ① 施工管理者が常駐していること。
- ② 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。
- ③ 埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵等を設け、当該柵等は、埋立て等区域内を容易に目視できる構造とすること。
- ④ 埋立て等区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。
- ⑤ 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等の流出等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。
- ⑥ 他の交通に支障があると予想される場合においては、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講じること。

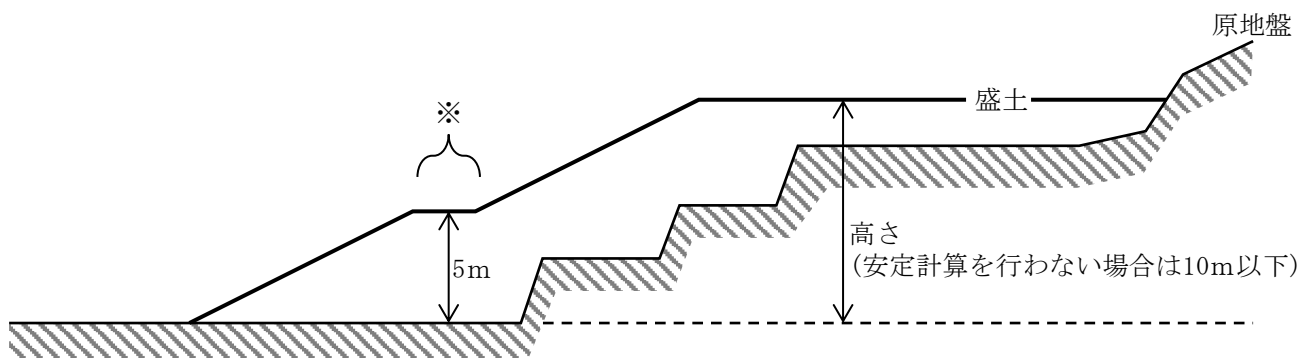
(4) 申請をする者が京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）に基づく暴力団員等（暴力団員、役員又は使用人のうち暴力団員のある法人、使用人のうち暴力団員のある個人、暴力団員がその事業活動を支配する者）に該当しないこと。

<参考図>

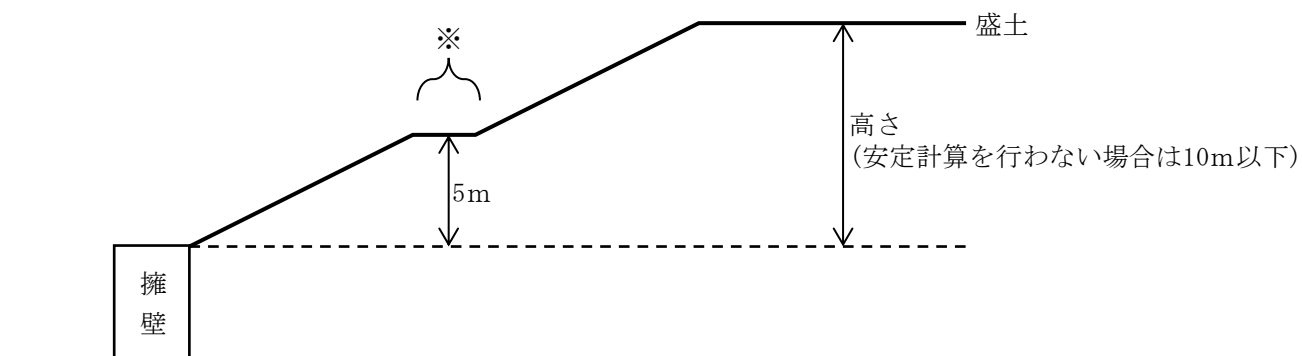
土地の埋立て等の高さ（一時堆積以外の場合）

盛土の高さとは、のり面の最下部と最上部の高低差をいいます。

○擁壁がない場合



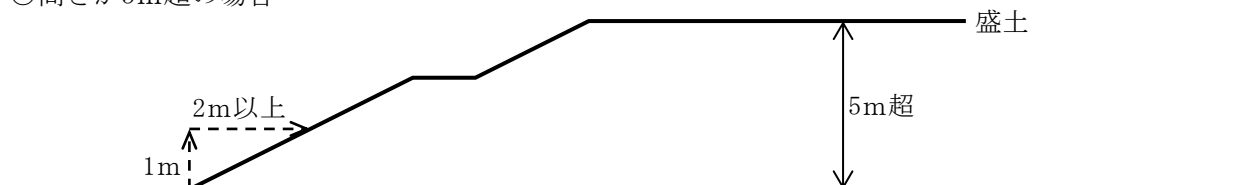
○擁壁がある場合



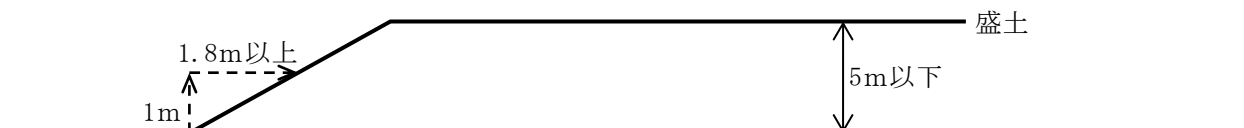
※ 高さが5m以上の場合、高さ5mまでごとに幅1m以上の段が必要

のり面の勾配

○高さが5m超の場合



○高さが5m以下の場合



高さが5m超の場合、全てののり面で垂直1mに対する水平距離が2m以上の勾配

3 許可申請手続

土地の埋立て等の許可申請にあたっては、当該許可申請（変更許可申請を含む。）を行う前に、事前協議の手続が必要です。

（１）事前協議書

「事前協議書の作成について」（P14）をよく読み、必要な事項を記入し、必要な書類（別表１のとおり）を添付して、４部提出してください。（変更許可のときは、提出部数が異なる場合があります。）

（２）許可申請

事前協議が終了した段階で、その旨を計画者あて通知しますので、土地の埋立て等許可申請は当該通知を受けた後に提出してください。

（３）許可申請手数料

許可申請手数料は次のとおりで、各申請窓口のある庁舎窓口にて納付していただきます。
なお、一度納付された申請手数料はいかなる場合でも返還しませんので、御留意願います。

新規許可	62,110円
変更許可	36,410円

（４）その他

一旦、申請書式や手引を入手されても、条例の改正等の理由により、書式や添付書類が変更されていることがありますので、提出される前には必ず書式や添付書類の変更の有無を確認してください。

4 許可取得後に必要な手続等

許可取得後は、着手届及び完了届等の提出、展開検査等の報告並びに関係書類の保存等が必要です。

（１）変更の許可の申請

次の事項を変更しようとする場合には、許可を受けた京都府保健所長あてに変更許可を申請すること。

- ① 土地の埋立て等の目的
- ② 埋立て等区域の面積
- ③ 土地の埋立て等を行う期間
- ④ 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者
- ⑤ 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所
- ⑥ 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量
- ⑦ 土地の埋立て等の施工に関する計画
- ⑧ 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画

(2) 軽微な変更の届出

次の事項を変更した場合には、30日以内に許可を受けた京都府保健所長へ土地の埋立て等変更届（施行規則第7号様式）を提出すること。法人の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更であるときは、法人の登記事項証明書を添付すること。

- ① 土地の埋立て等の目的
- ② 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量（数量を減少させるもの（のり面形状・擁壁の変更を伴うものを除く。）に限る。）
- ③ 土地の埋立て等の施工に関する計画（期間短縮又は数量減少に係るものに限る。）
- ④ 氏名（法人の場合は、名称又は代表者の氏名）
- ⑤ 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
- ⑥ 施工管理者の氏名又は連絡先
- ⑦ 周辺の住民への周知の方法

(3) 着手の届出

土地の埋立て等に着手した日から10日以内に、土地の埋立て等着手届（施行規則第8号様式）を提出すること。

(4) 土砂等の展開検査及びその報告

搬入した土砂等を土地の埋立て等に供しようとするときは、搬入車両1台ごとに土砂等を展開して、土壌の汚染のおそれがある物の混入又は付着がないことを目視により検査すること（具体的には土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入の有無を点検すること。）

（異常が認められる場合には、当該土砂等を土地の埋立て等に供さないこと。）

展開検査の結果を3ヶ月ごとに取りまとめ、当該期間経過後1ヶ月以内に、展開検査報告書（施行規則第9号様式）に土地の埋立て等施工管理台帳（施行規則第11号様式）の写しを添えて、許可を受けた京都府保健所長へ報告すること。

なお、期間内に土砂等の搬入がない場合も、『搬入なし』として保健所長へ報告すること。

(5) 土壌の調査及びその報告

土地の埋立て等に着手した日から完了又は廃止するまでの間、3ヶ月ごとに、その間に土地の埋立等を行った区域の土壌の調査を行うこと（試料数は下表参照）。

その結果について、当該期間経過後1ヶ月以内に、次の書類を添えて土壌調査試料採取報告書（施行規則第4号様式）により許可を受けた京都府保健所長へ報告すること。

- ① 調査に使用した土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真
- ② 採取した試料ごとの土壌分析結果証明書（計量法に基づき登録された濃度に係る計量士が発行した土壌分析結果を証する書面（測定方法を明示したものに限る。））

埋立て等区域の面積	試料数	埋立て等区域の面積	試料数
1 ha未満	2	6 ha以上 7 ha未満	8
1 ha以上 2 ha未満	3	7 ha以上 8 ha未満	9
2 ha以上 3 ha未満	4	8 ha以上 9 ha未満	10
3 ha以上 4 ha未満	5	9 ha以上 10 ha未満	11
4 ha以上 5 ha未満	6	10 ha以上	12
5 ha以上 6 ha未満	7		

(6) 施工管理者の設置及び標識の掲示

埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者（施工管理者）を置き、必要な施工上の管理をさせること。

埋立て等区域又はその周辺の見やすい場所に、次の事項を記載した標識（施行規則第10号様式）を掲示すること。

- ① 許可を受けた年月日及び許可の番号
 - ② 土地の埋立て等の目的
 - ③ 土地の埋立て等を行う場所の所在地
 - ④ 土地の埋立て等の許可を受けた者の住所及び氏名（法人の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先
 - ⑤ 土地の埋立て等を行う期間
 - ⑥ 埋立て等区域の面積
 - ⑦ 施工管理者の氏名
- 標識は、材質は風雨に十分耐えるものを使用し、大きさは横90センチメートル以上、縦80センチメートル以上とすること。

(7) 帳簿の記載

毎日、土地の埋立て等施工管理台帳に次の事項を記載して、帳簿を作成すること。

一時堆積など土砂等の搬出がある場合は、搬出に係る内容についても記載すること。

- ① 許可を受けた年月日及び許可の番号
- ② 埋立て等区域の位置及び面積
- ③ 記録者の氏名
- ④ 搬入時刻
- ⑤ 搬入車両登録番号
- ⑥ 搬入者の氏名又は名称
- ⑦ 運転者の氏名
- ⑧ 搬入した土砂等の数量
- ⑨ 土砂等の積込み場所
- ⑩ 展開検査の結果
- ⑪ 施工作業の内容
- ⑫ その他埋立て等の施工に必要な事項

(8) 書類の備付け及び閲覧

許可を受けた日から、完了（廃止）届出の日から又は許可取消しの日から5年を経過する日まで、埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に、次の書類を備え置き、生活環境の保全又は災害の防止に関し利害関係を有する者の求めがあるときは閲覧させること。

- ① 許可申請書の写し
- ② 帳簿
- ③ 変更許可申請書の写し及び変更届の写し
- ④ 着手届の写し
- ⑤ 展開検査に係る報告書の写し
- ⑥ 土壌調査に係る報告書の写し

(9) 完了等の届出

土地の埋立て等を完了、廃止、休止（2ヶ月以上）、又は休止した土地の埋立て等を再開したときは、遅滞なく、許可を受けた京都府保健所長へ次のとおり届け出ること。

- ① 完了した場合 土地の埋立て等完了届（施行規則第12号様式）
- ② 廃止した場合 土地の埋立て等廃止届（施行規則第13号様式）
- ③ 休止した場合 土地の埋立て等休止届（施行規則第14号様式）
- ④ 再開した場合 土地の埋立て等再開届（施行規則第15号様式）

(10) 地位の承継の届出

土地の埋立て等の許可を受けた者の地位を承継した場合は、30日以内に許可を受けた京都府保健所長へ土地の埋立て等地位承継届（施行規則第16号様式）を提出すること。

地位承継届には、承継の事実を証する書類及び誓約書（施行規則第5号様式）を添付すること。

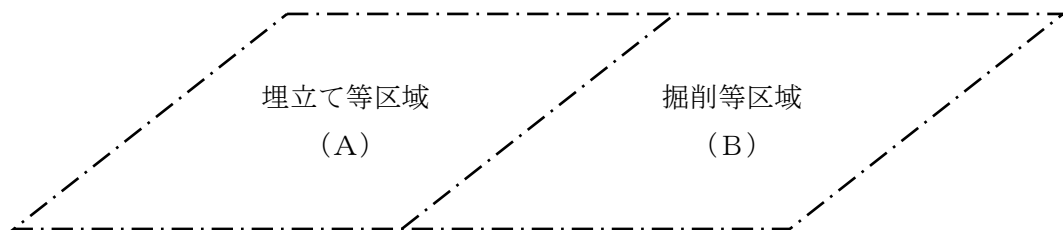
(11) 関係書類の保存

許可を受けた日から、完了（廃止）届出の日から又は許可取消しの日から5年を経過する日まで、条例に基づき京都府保健所長に提出した書類の写し及び帳簿を保存すること。

5 その他

(1) 土壤汚染対策法第4条第1項の規定による届出

掘削を伴う3,000平方メートル以上の土地の形質の変更（宅地造成、土地の採掘、土壤の採取、開墾等）を行おうとする際は、土壤汚染対策法に基づき、着手する日の30日前までに届出が必要な場合がありますので注意してください。



(A) の面積 $\geq$ 3,000平方メートル : 条例に基づく許可が必要

(A) の面積 + (B) の面積 $\geq$ 3,000平方メートル : 土壤汚染対策法に基づく届出が必要

ただし、次の①から⑤までについては、土地の形質の変更の面積が3,000平方メートル以上であっても、土壤汚染対策法に基づく届出の必要はありません。

① 次のいずれにも該当する行為

土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しない。

土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行わない。

土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm未満である。

② 農業を営むために通常行われる行為であって、土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しないもの

③ 林業の用に供する作業路網の整備であって、土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しないもの

④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

番号	添付書類	新規許可	変更許可							
			埋立目的	埋立面積	埋立期間	発生者	発生場所	使用数量	施工計画	保全計画
1	埋立て等区域及びその周辺の区域の位置図	○	—	—	—	—	—	—	—	—
2	法人の場合は、法人の登記事項証明書〔3ヶ月以内〕	○	—	—	—	—	—	—	—	—
3	埋立て等区域及びその周辺の区域の土地の登記事項証明書〔3ヶ月以内〕	○	—	○	—	—	—	—	—	—
	不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し	○	—	○	—	—	—	—	—	—
4	所有権を有しない場合は、土地使用权原を証する書面	※	—	○	—	—	—	—	—	—
5	土地の埋立て等に用いる土砂等搬入計画（規則第2号様式）	○	※	※	○	○	○	○	※	※
6	発生者が発行する土砂等発生元証明書（規則第3号様式）	○	—	—	※	○	○	※	※	※
7	土砂等の発生から処分までの処理工程図	○	※	※	※	○	○	※	※	※
8	埋立て等区域の現況図及び求積図	○	—	○	—	—	—	○	○	※
9	埋立て等区域及びその周辺の区域の計画平面図及び計画断面図	○	—	○	—	—	—	○	○	※
10	埋立て等区域及びその周辺の区域の排水施設の計画平面図及び計画断面図	○	—	○	—	—	—	※	○	※
11	埋立て等区域及び施設設置区域の地盤調査の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がないことを証する書面	○	—	※	—	—	—	※	※	—
12	土質試験その他の調査又は試験に基づき安定計算を行った場合については、当該安定計算の内容を記載した書面	○	—	※	—	—	—	※	※	—
13	土砂等の発生の場所に係る位置図、現況図及び求積図	○	—	—	—	※	○	※	—	—
14	土地の埋立て等に用いる土砂等の予定数量計算書									
	埋立て等区域分	○	—	○	—	—	—	○	—	—
	土砂等発生場所分	○	—	—	—	※	○	※	—	—
15	土砂等の発生の場所において土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真	○	—	—	—	—	○	—	—	—
	試料ごとの土壌調査試料採取報告書（規則第4号様式）	○	—	—	—	—	○	—	—	—
	計量法に基づき登録された濃度に係る計量士が発行した土壌分析結果を証する書面（測定方法を明示したものに限る。）	○	—	—	—	—	○	—	—	—
16	擁壁を設置する場合は、擁壁の断面図及び背面図	※	—	—	—	—	—	—	○	※
	擁壁を設置する場合は、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	※	—	—	—	—	—	—	○	※
17	他法令等に基づく許認可等を要するものである場合は、許認可等を受けたことを証する書類	※	※	※	※	※	※	※	※	※
18	暴力団員等に該当しない旨の誓約書（規則第5号様式）	○	—	—	—	—	—	—	—	—

新規許可（○：必要 ※：該当する場合のみ必要）

変更許可（○：必要 ※：変更があれば必要）

事前協議書の作成について

○ 土地の埋立て等に関する事前協議書

- ・ 事前協議書は4部提出する。(変更許可のときは、提出部数が異なる場合がある。)
- ・ 協議書類は、フラットファイル又はファイルケース等で製本し、添付書類にインデックス等で見出しをつける。
- ・ 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合には、図面タイトル等でその旨を明記しておく。
- ・ 計画者欄は、土地の埋立て等を行う者(土地の埋立て等許可申請を行う者)を記載する。
- ・ 土地の埋立て等の目的欄は、埋立て、盛土、堆積の別を記載するとともに、どのような目的で埋立て等を行うのか簡潔に記載する。
- ・ 埋立て等区域の位置及び面積欄は、位置については、埋立て等区域の地番を全て記載する、又は、代表地番及びほか〇〇筆と記載し、別紙で地番の一覧を記載する。面積については、実測による面積を記載する。なお、構造物の築造等のために一時的に掘削し従前の地形に復元する区域も埋立て等区域に含めること。
- ・ 土地の埋立て等を行う期間欄は、土砂等の搬入計画などから土地の埋立て等を行う期間を記載する。当該期間は、具体的に発生する土砂等の数量及び土地の埋立て等に必要なとなる土砂等の数量を見込んで記載する。
- ・ 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所欄は、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生元事業者名及び当該土砂等の発生場所の地番全てを記載することを原則とする。当該土砂等の発生元が複数あり欄内に収まらない場合は、別紙で一覧を添付する。
- ・ 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量欄は、埋立て等区域に埋立て等を行う土砂等の総数量をいい、予定数量計算書(埋立て等区域分)による量を記載する。
(各土砂等の発生の場所からの予定量の合計に概ね一致すること。)
- ・ 土地の埋立て等の施工に関する計画欄は、別紙を用いて、埋立て等の施工の開始から完了までの間の各工事種別、その工程ごとに計画平面図等の内容に対応した文言を記載する。(当該計画は、施行規則別表第2に規定する技術上の基準(他法令等に基づく許可等を要するものについては、当該他法令等に係る基準)に適合した施工計画とすること。)
- ・ 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画欄は、別紙を用いて、施行規則別表第3に規定する各基準について、具体的に記載する。
- ・ 施工管理者の氏名及び連絡先欄は、土地の埋立て等を施工するために必要な権限を持った者で、埋立て等の工事施工中に現場に常駐できる者を記載する。
- ・ 周辺の住民への周知の方法欄は、埋立て等区域に近接する集落等の住民に対し、工期、土地の造成計画、施工計画、環境保全等計画、土砂等の搬入元等を周知する方法を記載する。(事前協議書には予定を記載しても差し支えないが、その場合は、許可申請書にその結果を記載した書類を添付すること。)

- 1 埋立て等区域及びその周辺の区域の位置図
 - ・ 縮尺 1/25,000～1/10,000程度で、道路等の交通網、河川等の水系、地形及び集落等周辺状況が判別できるもの及び縮尺 1/2,000程度で、埋立て等区域に近接する集落の住居の立地状況等周辺状況が判別できるものを添付する。
- 2 法人の場合は、法人の登記事項証明書
 - ・ 発行日から3箇月以内の原本を添付する。ただし、原本と照合できる場合にのみ、複写を提出することができる。
- 3-1 埋立て等区域及びその周辺の区域の土地の登記事項証明書
 - ・ 埋立て等区域及びその周辺の区域の地番の全てについて添付する。
 - ・ 発行日から3箇月以内の原本を添付する。ただし、原本と照合できる場合にのみ、複写を提出することができる。
 - ・ 埋立て等区域の地番が複数ある場合には、少なくとも地権者名、地番及び面積を記載した一覧を添付する。
- 3-2 不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
 - ・ 不動産登記法第14条第1項に規定する地図がある場合は当該地図の写しを添付する。当該地図は、登記所に備え付けることとされている地図であり、精度の高い調査、測量の成果に基づいて作成されているが、備付けが完了していない地域があるため、その場合は、当該地図に代わって登記所に備え付けることとされている図面（いわゆる公図）の写しを添付する。
 - ・ これら写しについては、埋立て等区域及びその隣接地を含むものとし、地番、地目及び面積を明示し、埋立て等区域は朱書きする。また、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者名を記載する。
- 4 土地使用权原を証する書面
 - ・ 所有権を有しない場合は、土地使用权原を証する書面として、賃貸借契約書又は使用承諾書等を添付する。
- 5 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画
 - ・ 施行規則別記第2号様式により作成する。
 - ・ 場内発生土を併用する場合、一部の発生元事業者が未定の場合は、当該土量についても記載する。
 - ・ 一時堆積など土砂等の搬出がある場合は、搬出に係る計画についても記載する。
- 6 発生者が発行する土砂等発生元証明書
 - ・ 施行規則別記第3号様式により作成する。
 - ・ 土砂等を発生させる事業の内容に応じて、当該土砂等が埋立基準に適合していること等を証明できる者（発注者又は元請業者）が作成する。
 - ・ 土質試験を実施した場合、試験結果を添付すること。
- 7 土砂等の発生から処分までの処理工程図
 - ・ 埋立て等に用いる土砂等について、その発生元から当該埋立て等区域に至る流れがわかるよう、土砂等を発生させる建設工事の名称及び場所、その工事の発注者及び元請事業者名、発生土砂等の運搬事業者名並びに埋立て等施工事業者名等を明記した流れ図を作成する。
 - ・ 一時堆積など土砂等の搬出がある場合は、搬出に係る工程についても記載する。

- 8 埋立て等区域の現況図及び求積図
 - ・ 縮尺は、埋立て等区域の現況の形状が判別できるものとする。
 - ・ 求積図には、面積を求めた経過（計算式等）を簡単に記載する。
- 9 埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図及び計画断面図
 - ・ 縮尺は、埋立て等の完了後の形状が判別できるものとする。
- 10 埋立て等区域及び施設設置区域の排水施設の計画平面図
 - ・ 縮尺は、埋立て等区域及び施設設置区域の形状が判別できるものとする。
 - ・ 計画の根拠となった流量計算書等を添付する。
- 11 埋立て等区域及び施設設置区域の地盤調査の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がないことを証する書面
 - ・ 地盤調査を行った場合、その結果等を添付する。
- 12 土質試験その他の調査又は試験に基づき安定計算を行った場合については、当該安定計算の内容を記載した書面
 - ・ 土地の埋立て等の高さ10メートル以上の場合は、必須。10メートル未満であっても、搬入土砂等の区分によっては提出が必要な場合がある。
- 13 土砂等の発生の場所に係る位置図、現況図及び求積図
 - ・ 「1 埋立て等区域及び施設設置区域の位置図」及び「8 埋立て等区域の現況図及び求積図」に準じて作成する。
- 14-1 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定数量計算書（埋立て等区域分）
 - ・ 埋立て等区域に埋立て等を行う土砂等の総数量を計算した書類を添付する。
- 14-2 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定数量計算書（土砂等発生場所分）
 - ・ 土砂等発生場所から搬入する土砂等の予定数量を計算した書類を添付する。
 - ※ 土砂等の発生場所毎に作成すること。
- 15-1 土砂等の発生の場所において土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真
 - ・ 試料とする土砂等の採取は、土砂等の発生の場所を3,000平方メートル以内の区域に等分し、等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行い（別図参照）、採取した土砂等を等量混合して1試料（合計5地点分で1試料）とする。
 - ・ 位置図は採取場所が確認できる平面図とし、現場写真の撮影方向を併せて明記する。
 - ・ 土砂等の発生の場所において土壌汚染対策法第4条第1項の規定による届出がされ、同条第2項の規定による調査命令が発出されない場合でも、条例の土壌調査は省略できない。
 - ※ 条例で定められた土砂等の採取方法以外の方法で採取された場合は、再度の土砂等の採取及び分析をお願いします。土砂等の採取方法でご不明な点がある場合は、事前に所管保健所まで御確認ください。
- 15-2 試料ごとの土壌調査試料採取報告書
 - ・ 施行規則別記第4号様式により、採取を行った分析会社等又は採取に立ち会った申請者等が作成する。

- 15－3 計量法に基づき登録された濃度に係る計量士が発行した土壌分析結果を証する書面
- ・ 試料の計量は、P 1～P 3の表に定める方法により行う。
 - ・ 測定方法（複数の試料計量方法が認められている場合は、いずれの方法により計量したか）を明示したものを添付する。
- 16－1 擁壁を設置する場合は、擁壁の断面図及び背面図
- ・ 縮尺は、擁壁の形状が判別できるものとする。
- 16－2 擁壁を設置する場合は、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 17 他法令等に基づく許認可等を要するものである場合は、許認可等を受けたことを証する書類等
- ・ 埋立て等の施工にあたり、この条例以外の法令等による許認可等が必要な場合には、当該許認可等の許可証等の写しを添付する（手続中の場合には、受付印のある許可申請書等の写し又は手続状況に係る申立書を添付し、許可証等の交付を受けた後、速やかに当該写しを提出する）。
 - ・ 他法令等に基づく許認可等が複数ある場合には、少なくとも当該法令等及び当該許認可等の名称、許認可等の所管主体並びに許認可等の年月日又は申請等手続中の旨を記載した一覧を添付する。
- 18 暴力団員等に該当しない旨の誓約書
- ・ 施行規則別記第5号様式により作成する。
- 19 その他必要と認める書類
- ・ 上記のほか、京都府保健所長が必要と認める書類がある場合には添付する。

※ 変更許可のときは、変更概要書の添付及び1～19の添付書類のうち、変更に係る事項に関する書類の添付が必要です。

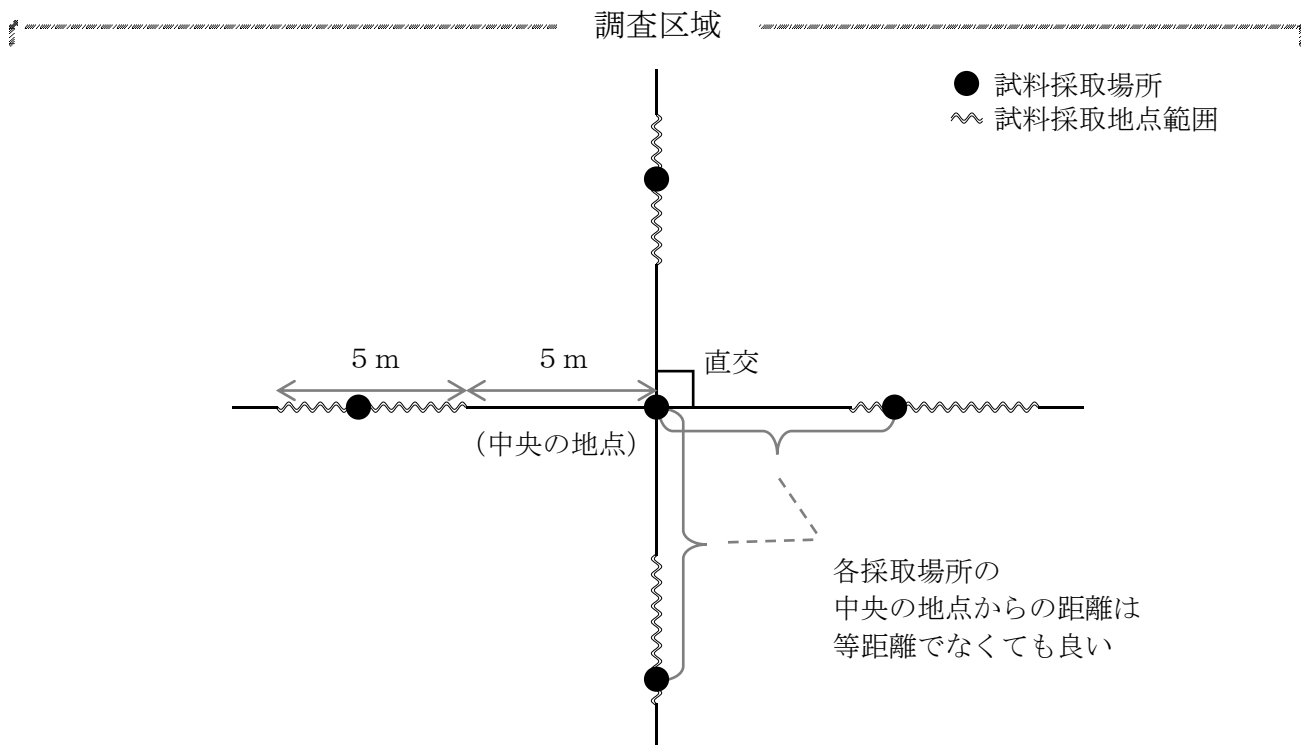
(別図)

土壌調査の試料採取方法

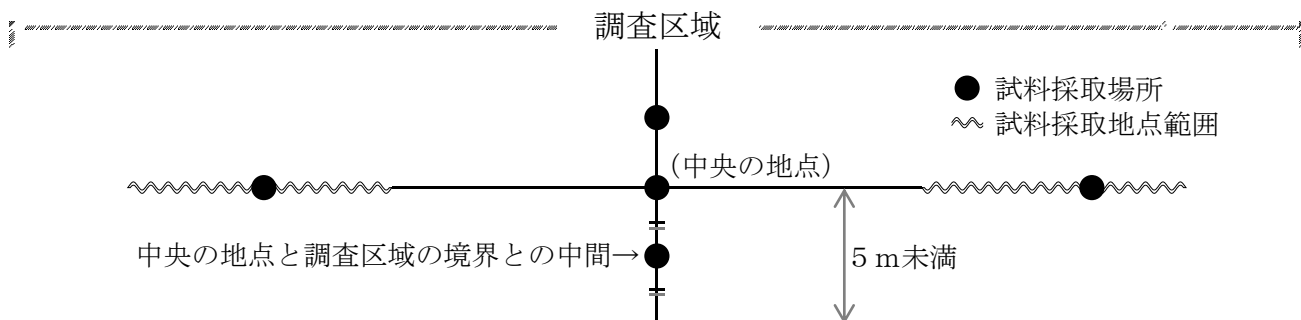
試料採取（「5 土壌の調査及びその報告」）は、下記の方法をお願いします。

埋立て等区域を所定の数（「5 土壌の調査及びその報告」の表参照）以上に等分し、各区域を調査区域としてください。

試料とする土砂等の採取は、等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点とし、直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5 mから10 mまでの4 地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点とし、直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4 地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量としてください。（具体的には下図のとおり）



< 中央の地点と調査区域の境界までの距離が5 m未満である場合 >



採取した土砂等は、規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1 試料としてください。

試料の計量は、それぞれ別表の欄に掲げる区分ごとに、当該区分の測定方法の欄に定める方法により行うこと。

採取深度に係る規定はありません。調査区域内を代表する深度から採取してください。

手続窓口・お問い合わせは

名称	所在地	電話番号	土地の埋立て等を行う場所
京都府乙訓保健所 (環境衛生課 環境係)	〒617-0006 向日市上植野町馬立8番地	075-933-1341 (直 通)	向日市、長岡京市、 大山崎町
京都府山城北保健所 (環境課 廃棄物対策係)	〒611-0021 宇治市宇治若森7ノ6	0774-21-2913 (直 通)	宇治市、城陽市、八幡市、 京田辺市、久御山町、 井手町、宇治田原町
京都府山城南保健所 (環境衛生課 環境係)	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1	0774-72-4303 (直 通)	木津川市、笠置町、 和束町、精華町、南山城村
京都府南丹保健所 (環境衛生課 環境係)	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-4755 (直 通)	亀岡市、南丹市、京丹波町
京都府中丹西保健所 (環境衛生課 環境係)	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91番地	0773-22-6383 (直 通)	福知山市
京都府中丹東保健所 (環境衛生課 環境係)	〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23	0773-75-1156 (直 通)	舞鶴市、綾部市
京都府丹後保健所 (環境衛生課 環境係)	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地	0772-62-1361 (直 通)	宮津市、京丹後市、 伊根町、与謝野町
京都府総合政策環境部 循環型社会推進課 (不法投棄等対策係)	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町	075-414-4228 (直 通)	

許可申請等の手続は、土地の埋立て等を行う場所を管轄する保健所で行ってください。

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に係る 技術上の基準の手引について

○一時堆積以外の場合（規則別表第2）

別表第2の1の項

地盤調査の結果、埋立て等区域又は施設設置区域の地盤が別に定める軟弱な状態に該当する場合には、当該地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の別に定める措置を講じること。

【地盤調査】

- ・ 埋立て等区域及び施設設置区域について軟弱地盤の判定をするための調査（以下「地盤調査」という。）を実施すること。
- ・ 地盤調査は、次の箇所で行うこと。ただし、これらの箇所のうち、岩盤であることが明らかである箇所については、そのことを証する資料をもってその箇所の調査結果に替えることができる。また、既往の調査結果や地盤図が作成されている場合には、その箇所の概要を把握するための参考資料とすることができる。
 - 安定計算を行う縦断法線の起終点、中間点付近の3箇所
 - 擁壁、沈砂池、調整池等を設置する箇所
 - 軟弱地盤の分布が予想される場合等であって、知事が必要と認めた箇所
- ※ 安定計算を必要としない場合や擁壁や調整池等の構造物を設けない場合は、地盤調査を省略しても良い。
- ※ 埋立て等区域が広範囲または形状が複雑である場合などは、当該区域の軟弱地盤の分布や規模を把握するため、必要に応じて調査箇所を追加すること。
- ・ 地盤調査は、標準貫入試験、スウェーデン式サウンディング試験、コーン貫入試験その他の地盤の強度を示す数値を求めることができる方法により行うこと。

【軟弱地盤の判定】

- ・ 軟弱地盤の判定の目安は、地表面下10mまでの地盤に次のような土層の存在が認められる場合とする。
 - 有機質土・高有機質土
 - 粘性土で、標準貫入試験で得られるN値が2以下、スウェーデン式サウンディング試験において100kg（1kN）以下の荷重で自沈するもの、又はオランダ式二重管コーン貫入試験におけるコーン指数（qc）が400kN/m²以下のもの
 - 砂質土で、標準貫入試験で得られるN値が10以下、スウェーデン式サウンディング試験において半回転数（N_{sw}）が50以下のもの、又はオランダ式二重管コーン貫入試験におけるコーン指数（qc）が4,000kN/m²以下のもの
- なお、軟弱地盤の判定に当たって土質試験結果が得られている場合には、そのデータも参考にすること。

【軟弱地盤対策】

- ・ 地盤調査の結果、軟弱地盤と判定された箇所については、さらに十分な調査、試験を行った上で、滑動並びに沈下、変形に対する安定性を検討し、所定の安定度が得られるように、適切な対策を行うこと。
- ・ 具体的な対策等については、宅地防災研究会出版の宅地防災マニュアルの解説や（公社）日本道路協会出版の道路土工-軟弱地盤対策工指針等に準じる。

別表第2の2の項

著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する場合においては、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面が滑り面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置を講じること。

【段切り】

- ・ 勾配が15度（約1：4.0）程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合には、盛土の滑動及び沈下が生じないように原地盤の表土を十分に除去するとともに、原則として段切りを行うことが必要である。
- ・ 既設の盛土に新しく腹付け盛土を行う場合にも、同様の対応を行うこと。

別表第2の3の項

土地の埋立て等の高さ（土地の埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、次の表のとおりとする。

区分		土地の埋立て等の高さ	のり面の勾配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土及びこれらに準じる土砂等	別に定める基準により安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上であり、かつ、安全が確保される勾配
	その他の場合	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル（土地の埋立て等の高さが5メートル以下の高さである場合にあっては、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル）以上の勾配
その他の土砂等		別に定める基準により安定計算を行い、安全が確保される高さ	別に定める基準により安定計算を行い、安全が確保される勾配

【安定性の照査】

- ・ 以下に該当する場合、埋立て等の安定性の照査を行うこと。なお、埋立て等に用いる土砂等の改良を行う場合、改良後の性状で区分を判断するものとする。
 - 埋立て等に用いる土砂等の区分が第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土及びこれらに準じる土砂等に該当し、土地の埋立て等の高さが10mを超える場合
 - 埋立て等に用いる土砂等の区分がその他の土砂等に該当する場合
- ・ 盛土の安定計算を行う場合、円弧すべり面を仮定した分割法（修正フェレニウス法）を用いることを標準とし、最小安全率1.2（地震時の安全率：レベル2地震動に対して1.0）以上を確保すること。
- ・ 土質定数については、地盤調査結果及び土質試験結果に基づき設定することを原則とするが、埋立て土砂の特定が困難な場合は、道路土工―盛土工指針記載の土質定数の仮定値を用いても良い。

常時

$$F_s = \frac{\sum\{c \cdot l + (W - u \cdot b) \cos \alpha \cdot \tan \phi\}}{\sum(W \cdot \sin \alpha)}$$

- F_s : 安全率
 c : 土の粘着力 (kN/m²)
 ϕ : 土のせん断抵抗角 (度)
 l : 分割片で切られたすべり面の長さ (m)
 W : 分割片の全重量 (kN/m)、積荷重を含む。
 u : 間隙水圧 (kN/m²)
 b : 分割片の幅 (m)
 α : 分割片で切られたすべり面の midpoint とすべり面の中心を結ぶ直線と鉛直線のなす角 (度)

地震時

$$F_s = \frac{\sum\{c \cdot l + [(W - u \cdot b) \cos \alpha - k_h \cdot W \cdot \sin \alpha] \tan \phi\}}{\sum\left(W \cdot \sin \alpha + \frac{h}{r} \cdot k_h \cdot W\right)}$$

- F_s : 安全率
 c : 土の粘着力 (kN/m²)
 ϕ : 土のせん断抵抗角 (度)
 l : 分割片で切られたすべり面の長さ (m)
 W : 分割片の全重量 (kN/m)
 u : 間隙水圧 (kN/m²)
 b : 分割片の幅 (m)
 α : 分割片で切られたすべり面の midpoint とすべり円の中心を結ぶ直線と鉛直線のなす角 (度)
 k_h : 設計水平震度
 h : 各分割片の重心とすべり円の中心との鉛直距離 (m)
 r : すべり円弧の半径 (m)

別表第2の4の項

擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。

別表第2の5の項

土地の埋立て等の高さが5メートル以上である場合においては、土地の埋立て等の高さ5メートルごとに幅1メートル以上の段を設けること。

別表第2の6の項

土地の埋立て等の完了後の地盤に、雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土砂等を盛り、かつ、その層の土砂等を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて宅地造成等規制法施行令第5条第2号に規定する地滑り抑止杭等の設置その他の措置を講じること。

【敷均し及び締固め】

- ・ 盛土の施工にあたっては、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cm以下となるよう均一に敷き均すこと。
- ・ 盛土の締固めにあたっては、盛土材料、工法等に応じた適切な締固めを行うこと。

別表第2の7の項

のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置を講じること。

【のり面保護工】

- ・ のり面の勾配、土質、気象条件、保護工の特性、将来の維持管理等について総合的に検討し、工法を選定すること。

別表第2の8の項

地表水等により崖崩れ又は土砂等の流出が生じるおそれがある場合においては、その地表水等を排除することができるように、排水施設を設置すること。

- ・ 雨水等を安全に排除できる規模の排水施設を設置すること。
- ・ 地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれのある盛土の場合には、盛土内に地下水排除工を設置すること。

○一時堆積の場合（規則別表第3）

別表第3の1の項

別表第2の1の項及び8の項の基準に適合すること。

（参考）

（別表第2の1の項）

地盤調査の結果、埋立て等区域又は施設設置区域の地盤が別に定める軟弱な状態に該当する場合には、当該地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の別に定める措置を講じること。

（別表第2の8の項）

地表水等により崖崩れ又は土砂等の流出が生じるおそれがある場合においては、その地表水等を排除することができるように、排水施設を設置すること。

別表第3の2の項

一時堆積を施工する前の埋立て等区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。

別表第3の3の項

一時堆積の高さは、5メートル以下であり、のり面の勾配は垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上とすること。

別表第3の4の項

埋立て等区域の周辺に、一時堆積の高さ以上の幅の緩衝地帯を設置するとともに、緩衝地帯を明示する境界標を設置すること。

- ・ 杭等を用い、容易に脱落等することのないよう設置すること。

